

卒業に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、三河歯科衛生専門学校の卒業に関して必要な事項を定める。

(卒業の定義)

第2条 最上級学年で教育課程表内にあるすべての授業科目単位（108単位）を修得した者に対し、卒業試験の受験資格が与えられる。卒業試験に合格した者を卒業判定会議に諮り、学校長が卒業を認定する。

2 ただし、収めるべき学納金が完納していない者については、たとえ卒業試験に合格していても、卒業が認められない。

3 卒業試験の詳細については別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。